		當性	婚	届	受 理 第		年	月	号	発	送 令和	年	月 日
		令和 年	ı J	月 日 届出	送 付 第		年	月	日号		山形県	山形市	長印
		山形県	山形市	方 長 殿	書類調	在 戸籍	記載	記載調	清 查 課	査 票	附票	住民票	冥 通 知
		(よみかけ	(ځ	夫 			-		妻	П.	<u> </u>		
字訂正字加入字削除	(1) (2) (3) (4)	氏	名	氏		2	各			氏			名
		生年月	日		年	 月		Image: second control of the control			年	 月	
		住	所		<u> </u>						<u> </u>		
		住民登録をし	-)_										
		しいるところ	J	世帯主の氏名					世帯主 の氏名		eri lil		
		本 「外国人のとき 国籍だけを記	書い 3	筆頭者 の氏名							番地 番		
		(てください) 父母及び養		夫の父			続き	柄	妻の急	父			続き柄
		の 氏 名 父母との続	き柄	B			,,,,,,	男	+	<u></u>			女
		右記の養父母以外 にも養父母がいる 場合にはその他の	ハる	養父		続きが			養父			続き村	
		欄に書いてくだ		養母			養	子	養母				養女
		離婚の種別		☐協議離婚 ☐調停 年	i.	月	日成		□和解□請求	の認諾	年年	月 月	日成立 日認諾
		四世 外日 マン 15]審判 年	Ē	月	日確		□判決		年	月	日確定
		婚姻前のよ	モに []夫 は □もと]妻 □新し	の戸籍	にもどるをつくる	3 3	Ψ.	Lib	(よみか)			
		もどる者の 未成年の-		:				番	地妻が親	筆頭の氏			
	(5)(6)	氏	名を	:行う子	年	月	カゝゖ		を行う	子	年	月	まで
	(7) (8)	同居の期別居する		(同居を始め	1		// •			(別居	したとき) 番地	71	
		住	所]1. 農業だけまたは	曲光1.フ	- 14 D F	上声ナ、北	キ - ブ)	\7 	+	番		号
	(9)	別居する真		72 自由業・商工業	· #- P	でス業等を	を個人で	で経堂	している	い世帯	先の従業者	数が 1 人 /	から99人まて
		世帯のおり	もなに	13. 企業・個人商店 の世帯(日々ま]4. 3にあてはまら	たは1年 ない常月	三未満の勢 動労者は	契約の雇 世帯及で	雇用者(び会社[は5) 団体の後	と員の世	帯(日々ま	たは1年ラ	未満の契約の
		仕 事	と	□4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 雇用者は5) □5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6.仕事をしている者のいない世帯									
((10)	夫妻の職	(国勢調査の年・・・ 年・・・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書 職 業								だけ書いて	(ください)	
		そ		夫の職業				ļ	妻の	散美			
		他											
婚姻中の氏で署 してください。 署名は必ず本人		届 出 人 署 (※押印は日		,				印	妻				印
自署してください		事件簿番	号			日中連	絡のと	れる。	ところ		住	定年	月日
					電話自分	岳 (三 勤務 <i>5</i>) 上 11近日	H. (-	方)	夫妻	•	•
						」 <i>野</i> がカノ	n 411	ц (-	/ 1 /	女		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

山形市に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。(その他のところに届け出る場合は、直接、

提出先にお確かめください。)

この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき→和解調書の謄本

認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

		証	人		(協議離婚	昏のときだけ必	要です)		
署 (※ 押印は任	名 <u>(</u> 意)				印				印
生 年 月	日	生	F	月	日		年	月	日
注	所								
*	籍			番地番				番地番	

□には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)。

√同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。 この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。

口まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるし をつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法: (□公正証書 □それ以外)

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による 収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、 教育費、医療費など。

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内 にも掲載しています。

Q 法務省 離婚 **2**



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。なお、離婚届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。 就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。